

島根県報

平成30年7月6日(金) **号外 第 9 7 号**

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

B	次
-	

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により島根県障がい者福祉施設整備費補助金の交 (障がい福祉課) 2 付の対象等を定める告示

告示

島根県告示第485号

補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)第3条の規定により、島根県障がい者福祉施設整備費補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県障がい者福祉施設整備費補助金の交付の対象等を定める告示(平成25年島根県告示第560号)は、廃止する。

平成30年7月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県障がい者福祉施設整備費補助金

2 交付の目的

社会福祉法人等が整備する障がい者福祉施設及び障がい児福祉施設の施設整備並びに設備整備に要する費用の一部を 補助することにより、障がい者福祉施設又は障がい児福祉施設の整備を促進し、障がい者及び障がい児の福祉の向上を 図ることを目的とする。

- 3 交付の対象となる事業等
 - (1) この補助金の交付の対象となる事業、施設の種類、補助事業者の範囲及び対象となる整備区分は、次の表のとおりとする。

交付対象事業	施設の種類	補助事業者の範囲	対象整備区分
障害者の日常生活及び社会	障害福祉サービス事業所	障害者総合支援法第79条第2項の規	創設
生活を総合的に支援するた		定により事業を実施する法人(社会	増築
めの法律(平成17年法律第		福祉法人(社会福祉法(昭和26年法	改築
123号。以下「障害者総合		律第45号) 第22条に規定する社会福	大規模修繕等
支援法」という。)第5条		祉法人をいう。以下同じ。)、医療	スプリンクラー設
第1項に規定する障害福祉		法人(医療法(昭和23年法律第205	備等整備
サービス事業(同条第6項		号) 第39条第2項に規定する医療法	老朽民間社会福祉
に規定する療養介護、同条		人をいう。以下同じ。)、日本赤十	施設整備
第7項に規定する生活介		字社、公益法人(公益社団法人及び	避難スペース整備
護、同条第12項に規定する		公益財団法人の認定等に関する法律	
自立訓練、同条第13項に規		(平成18年法律第49号)第2条第3	
定する就労移行支援又は同		号に規定する公益法人をいい、特例	
条第14項に規定する就労継		民法法人(一般社団法人及び一般財	
続支援に限る。)を行う施		団法人に関する法律及び公益社団法	
設(以下「障害福祉サービ		人及び公益財団法人の認定等に関す	
ス事業所」という。)及び		る法律の施行に伴う関係法律の整備	
同条第11項に規定する障害		等に関する法律(平成18年法律第50	
者支援施設の施設整備		号) 第42条第2項に規定する特例民	
		法法人をいう。)を含む。以下同	
		じ。)、一般社団法人等(一般社団	
		法人及び一般財団法人に関する法律	
		(平成18年法律第48号)第2条第1	

		号に規定する一般社団法人等をい	
		う。)、NPO法人(特定非営利活	
		 動促進法(平成10年法律第7号)第	
		 2条第2項に規定する特定非営利活	
		動法人をいう。以下同じ。)、営利	
		法人等。以下「社会福祉法人等」と	
		いう。)	
		地方税法(昭和25年法律第226号)	
		第348条第2項第10号の6及び第10	
		号の7の規定により固定資産税を課	
		 されないこととされている法人(社	
		会福祉法人、日本赤十字社、公益法	
		人等をいい、医療法人を除く。)	
障害者総合支援法第5条第	 居宅介護事業所	社会福祉法人等	創設
2項に規定する居宅介護、			増築
同条第3項に規定する重度			大規模修繕等
訪問介護、同条第4項に規			避難スペース整備
定する同行援護、同条第5			(居宅介護、重度
項に規定する行動援護、同			訪問介護、同行援
条第8項に規定する短期入			護、行動援護及び
所、同条第17項に規定する			相談支援を行う事
共同生活援助及び同条第18			業所の施設整備を
項に規定する相談支援を行			除く。)
う事業所の施設整備			174. (0)
J F JC/J - MERCHE MII			
身体障害者福祉法(昭和24	補装具製作施設		創設
年法律第283号)第5条第	 盲導犬訓練施設		増築
1項に規定する身体障害者	点字図書館		改築
社会参加支援施設(補装具	聴覚障害者情報提供施設		大規模修繕等
製作施設、盲導犬訓練施設			スプリンクラー設
 及び視聴覚障害者情報提供			備等整備
施設に限る。)の施設整備			老朽民間社会福祉
			施設整備
			 避難スペース整備
児童福祉法(昭和22年法律		社会福祉法人	創設
第164号) 第7条第1項に		日本赤十字社	増築
規定する児童福祉施設、第		公益法人	改築
	放課後等デイサービス事業所		大規模修繕等
する児童発達支援及び同条			スプリンクラー設
第4項に規定する放課後等			備等整備
			老朽民間社会福祉
デイサービスを行う事業所			老朽民間社会福祉

の施設整備			施設整備
			避難スペース整備
児童福祉法第6条の2の2	保育所等訪問支援事業所	社会福祉法人等	創設
第6項に規定する保育所等	障害児相談支援事業所		増築
訪問支援及び同条第7項に			大規模修繕等
規定する障害児相談支援を			避難スペース整備
行う事業所の施設整備			
障害者総合支援法第79条第	福祉ホーム	社会福祉法人等	スプリンクラー設
2項に規定する福祉ホーム			備等整備
の施設整備			
社会福祉施設等における応	応急仮設施設	本表中の施設の種類ごとに定められ	応急仮設施設整備
急仮設施設整備の国庫補助		ている補助事業者	
の取扱いについて(平成17			
年10月5日付け社援発第			
1005010号厚生労働省社			
会・援護局長通知)に基づ			
く応急仮設施設の施設整備			

(2) (1)の施設整備は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱(平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第 1005003号厚生労働事務次官通知。以下「国補助金交付要綱」という。)第2の3の(2)から(4)までに定める整備内容 又は社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱(平成22年3月15日付け厚生労働省発社援0315第9号厚生労働事務次官通知。以下「国災害復旧補助金交付要綱」という。)に基づき厚生労働大臣に協議し承認を得た災害復旧事業 に係る整備内容をいう。

4 補助金等の額

- (1) 補助金の交付額は、(2)又は(3)により算出した額とする。この場合において、交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 3の(1)の施設に係る創設、増築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備については、国補助金交付要綱第2の6の(1)のアにより選定された額に4分の3を乗じて得た額と国補助金交付要綱第2の6の(1)のイにより算出した額とを比較していずれか少ない方の額以内の額を交付額とする。
- (3) 3の(1)の施設に係る(2)に掲げる事業以外の事業については、国補助金交付要綱及び国災害復旧補助金交付要綱に定める対象事業の区分に応じ、国補助金交付要綱第2の6の(3)のイに規定する都道府県(指定都市及び中核市)補助基本額又は国災害復旧補助金交付要綱第2の6の(2)のアの(ウ)に規定する国庫補助基本額に4分の3を乗じて得た額以内の額を交付額とする。